

福岡県公報

令和元年十月二十九日
第 五 十 号
増 刊
①

目次

規 則 (第二十六号)

○福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (市町村支援課) …………… 1

規 則

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年十月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十六号

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

福岡県住民基本台帳法施行細則 (平成十四年福岡県規則第五十六号) の一部を次のように改正する。

様式第五号中

氏名
を

氏名
に改める。
旧氏

様式第六号中

氏名
を

氏名
に改める。
旧氏

氏名
を

氏名
に改める。
旧氏

附 則

この規則は、令和元年十一月五日から施行する。